

事件番号 令和2年(ワ)第2710号損害賠償請求事件

原告 榎本清

被告 東大和市

原告準備書面(5)

東京地方裁判所立川支部

民事部 御中

2021年11月30日

原告 榎本清 印

第1 東大和会議規則第130条ただし書きが意味するもの(東大和市の場合)

「東大和市子ども・子育て憲章」の制定見直しを求める陳情(以下、「当該陳情」と略す)が「議長預かり」とされたことに対する原告の主張は以下のとおりである。

当該陳情は、東大和市議会会議規則(以下、「同会議規則」と略す)第134条の「その内容が請願に適合する」ものであり、「請願書の例により処理するもの」でなければならなかった。このことは、原告準備書面3頁【当該陳情について】においてすでに述べたとおりであり、また、被告準備書面(2)2頁、「第2 原告の2021年4月12日付け準備書面による主張について」中、「1 第1について」において、被告自身も認めているところである。

当該陳情が請願書の例により処理されなければならないものであったのであるから、東大和市議会議長はこれを委員会付託しなければならないものであった。げんに東大和市議会においては昭和55年以降、全ての請願は委員会付託され、本会議に上程されている(甲17号証)。しかるに、同市議会議長は当該陳情を「議長預かり」とした。このことは同会議規則134条、および130条違反にあたる。

そもそも同会議規則第130条は、請願について定めた第3章中の条項である。そのような中に、被告の主張するような解釈(同会議規則第130条ただし書きが「議長預かり」を意味する)は成り立ちえない。もしそのような解釈が存在するとすれば、そのこと自体が憲法第16条「請願する権利」に反することとなる。

上記の事実のみにおいても、同会議規則130条ただし書きが被告の主張するときのものではないことはすでに明らかである。

第2 東大和市議会会議規則第 130 条ただし書きが意味するもの（他市の例から）

東大和市と同様の会議規則を持つ他市において、陳情（請願書の例により処理すると認められた陳情書）が委員会付託されず、直接本会議に上程されている事実がある。これは東大和市会議規則第 130 条ただし書きに関して、委員会付託しないこと「議長預かり」を意味するとは言えないことを示している。

- (1) 令和元年東村山市議会6月定例会において、令和元年陳情第 10 号、「運動公園のSL（D51）を補修・保存し、子どもたちの夢や文化遺産を大切に作る取り組みを求める陳情」を委員会付託せず、本会議で「みなし不採択」としている。（甲 18 号証）

東村山市議会では、陳情は原則として審査しないが、同市議会会議規則第 138 条「議長は、必要があると認めるときは、陳情書を請願書の例により処理するものとする。」を受けて「請願書の例により処理」された当陳情は、同市議会会議規則第 134 条ただし書きに従って、委員会付託を省略し、直接本会議に上程されている。（甲 19 号証）

- (2) 平成 12 年小平市議会3月定例会において、平成 12 年陳情第79号「鷹の台駅前マンション建設計画について」を「みなす採択」（傍点原告）としている。（甲 20 号証）

小平市議会では原則的に陳情は審査しないが、同市議会会議規則第 90 条の「陳情書又はこれに類するもので、議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。」を受けて「請願書の例により処理」された当該陳情は、同市議会会議規則第 86 条に従って、委員会付託を省略し直接本会議に上程されている。（甲 21 号証）

これら 2 件の事案は、東村山市であれば同市議会会議規則第 134 条（甲 19 号証）、小平市においては同市議会会議規則第 86 条（甲 21 号証）の各ただし書きに従って委員会付託をせず、直接本会議に上程していると認められるものである。したがって、東大和市議会会議規則第 130 条ただし書きが、被告の主張するような「議長預かり」を意味するものではないことの証左となる。

なお、東大和市議会会議規則においてはもちろん、東村山市議会会議規則、小平市議会会議規則においても、「議長預かり」などという定め自体、存在していない。

第3 被告準備書面（4）「第1 原告が引用する判決例について」に関して

被告は、平成5年3月29日広島地裁三次支部判決（甲13号証）、平成14年11月19日大分地裁判決（甲14号証）について、広報誌に掲載された記事が名誉を毀損するものであり、本件とは事案を異にすると主張している（傍点原告）。

原告は、地方自治体の不法行為に対して、国家賠償法4条が準用する民法723条を根拠として当該地方自治体に謝罪広告を命じた判例として示したものである。被告が述べるように、名誉棄損の原因となった不法行為が本件と同じであるとして明示したのではない。

第4 被告準備書面（4）「第2 名誉毀損が成立しないことについて」に関して

被告は、議会が原告に対して何らの行為もしていないのであるから、そのことによって原告の社会的名誉が損なわれることはあり得ないと主張している。

原告は、被告が当該陳情を「議長預かり」という不法な行為によって当該陳情を未処理の状態に置いたこと、そのことが必然的に東大和市議会だより（以下、「議会だより」と略す）不掲載という事態を出来させたという一連の流れが不法、不当であると主張しているところである。すなわち、被告が言うところの「何らの行為もしていない」（傍点原告）こと自体が名誉棄損に相当すると主張しているのである。

このことに関しては原告準備書面（4）でも述べたが、以下に改めて詳述する。

第5 名誉棄損について

東大和市議会会議規則第88条によれば、審査は「質疑、自由討議、討論、表決の順序によつて行」われる。議案に対する賛否を含め、審査の経過、表決の結果は議会だよりに掲載される。このことについては請願・陳情も全く同様である。多くの市民は、議会だよりによって議案・請願・陳情について議会での取り扱いの事実を知るところとなる。

当該陳情提出にあたっては、多数の市民に賛同署名をいただいた。署名の集約にあたっては、当然のことではあるが、陳情の採択を第一の目標にすることを告げた。しかし、もし不採択になったとしても、議会だよりに陳情提出と審議内容が掲載され、「東大和市子ども・子育て憲章」に対し多様な意見が存在することを幅広い市民に周知できること、そのことが今後の問題提起に必ず役立つことなどを伝えた。しかるに

事態は当該陳情の「議長預かり」という、思いもよらぬ方向に進んだ。

「議長預かり」が東大和市議会会議規則に基づかないことは、原告準備書面（４）で既に述べた通りであり、そのような不法な処理が憲法第 16 条に保障されている請願する権利の侵害であることは明白である。

不法な「議長預かり」によって必然的に出来た議会だより不掲載（甲 10 号証「市議会だよりについて」）は、意見表明の機会を奪うものであり、憲法第 21 条の表現の自由の侵害にあたる。しかも、本件においては多くの市民に対し陳情提出の事実さえ伝えられることはなく、「東大和市子ども・子育て憲章」に対する多様な意見が存在する事実が周知される機会が奪われ、賛同者にとっては不信感醸成のもととなった。

上記のように、「議長預かり」と議会だより不掲載は不可分のものであり、その結果原告の被った精神的な損害、表現の自由の侵害は、「議長預かり」が直接的に招いた客観的な事実であり、被告が主張する主観的なものであるとの指摘はあたらない。このことは原告に対する名誉棄損に相当し、東大和市議会が謝罪広告に応じるべき正当な理由となる。

本件は、東大和市議会が、当該陳情を処理しない状態に置く「議長預かり」としたこと、そのことにより当該陳情が市議会で審査されないこととなり、必然的に議会だよりに当該陳情の提出の事実が掲載されないこととなった。そのような連続した不作為の結果、原告の利益と名誉が侵害された事件である。このことは憲法第 16 条・第 21 条に反し、東大和市議会会議規則第 134 条、ならびに第 130 条に違反する行為である。

【添付証拠等】

- 証拠説明書（４）
- 甲 17 号証「令和 3 年 10 月 13 日非公開決定書」
- 甲 18 号証「平成 31 年／令和元年東村山市議会 請願・陳情の審査結果一覧」
- 甲 19 号証「東村山市議会会議規則」（「第 3 章 請願」のみ抜粋）
- 甲 20 号証「平成 12 年小平市議会 請願・陳情の審査結果一覧」
- 甲 21 号証「小平市議会会議規則」（「第 3 章 請願」のみ抜粋）